



金沢市公報

号外第 11 号の 10

平成21年(2009年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
公平委員会規則		金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正		について (消防総務課) 5
する規則 (公平委員会) 1		金沢市消防局警防規程の一部改正について
消防局訓令甲		(警防課) 5
金沢市消防通信規程 (情報指令課) 1		消防職員の勤務時間等に関する規程の一部改
		正について (消防総務課) 10

公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「所長(」の次に「額市民センター所長、押野市民センター所長、泉野市民センター所長及び」を加え、「中村町保育所及び八日市保育所」を「矢木保育所」に改め、「医事室長」の次に「及び薬剤室長」を加え、「薬剤部長」を削り、「及び担当看護部長」を「担当看護部長及び副室長」に、「職員課長補佐」を「職員課担当課長補佐(職員の人事に係る事務を分掌する者に限る。)」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「(玉川図書館近世史料館長を除く。)」を削り、「学校職員課担当課長補佐」を「学校職員課主査」に改め、同表監査委員の事務部局の項中「事務局長」の次に「事務局次長」を加え、同表の備考第5項中「事務局長」の次に「及び事務局次長」を、「規定する事務局長」の次に「及び事務局次長」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

消防局訓令甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防通信規程を次のように定める。

平成21年3月31日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

金沢市消防通信規程

目次

- 第1章 総則(第1条 第4条)
- 第2章 消防通信施設の管理(第5条 第9条)
- 第3章 指令管制(第10条 第18条)
- 第4章 無線通信(第19条 第24条)
- 第5章 支援情報(第25条 第27条)

第6章 雑則 (第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、消防通信の運用及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 消防通信 火災その他の災害、救急及び救助（以下「災害等」という。）の対処上又は消防業務上必要な通信として次に掲げるものをいう。

ア 災害通報（災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときに、消防局並びに消防署及び出張所（以下「署所等」という。）に通報される通信をいう。以下同じ。）

イ 出動指令（指揮隊等（金沢市消防局警防規程（平成4年消防本部訓令甲第1号。以下「警防規程」という。）第15条第1項に規定する指揮隊等をいう。以下同じ。）に対し出動を伝達する通信をいう。以下同じ。）

ウ 指揮通報（現場本部長（警防規程第34条に規定する現場本部長をいう。以下同じ。）又は現場指揮者（警防規程第24条第1項及び第2項に規定する現場指揮者をいう。以下同じ。）から発する指揮命令等の緊急かつ重要な通信をいう。以下同じ。）

エ 現場速報（出動した指揮隊等から災害等の状況及び活動内容を情報指令課に報告する通信をいう。以下同じ。）

オ 業務通報（情報指令課、署所等又は指揮隊等から石川県警察本部その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に通報する災害等に関する通信をいう。以下同じ。）

カ 支援情報通信（警防活動の方針を策定し、警防活動を円滑に遂行するための情報（以下「支援情報」という。）を伝達する通信をいう。以下同じ。）

キ 普通通信（アからカまでに掲げる通信以外の通信をいう。以下同じ。）

(2) 通信取扱者 消防通信の業務に従事する消防職員をいう。

(3) 通信指令員 通信取扱者のうち、情報指令課に所属する消防職員をいう。

(4) 消防通信施設 消防業務の用に供するため設置した電気通信施設をいう。

(5) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局で、別表に定めるものをいう。

(通信取扱者の責務)

第3条 通信取扱者は、消防通信施設の機能及び操作に精通し、常に適正な判断と的確な操作ができるよう努めるとともに、法令及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 通信内容及び関連データに関する秘密を保持すること。

(2) 簡潔かつ明瞭な通信を行うこと。

(3) 通信事項等を記録し、及び保存すること。

(目的外の使用禁止)

第4条 消防職員は、消防通信施設及び消防通信の業務上知り得た情報を消防業務以外の目的に使用してはならない。

第2章 消防通信施設の管理

(統括通信管理者)

第5条 消防局に統括通信管理者を置き、情報指令課長をもって充てる。

2 統括通信管理者は、消防通信施設の管理に関する事務を統括する。

(通信管理者)

第6条 消防局に通信管理者を置き、情報指令課長補佐をもって充てる。

2 通信管理者は、統括通信管理者を補佐し、消防通信施設の維持管理、支援情報のデータ管理及び必要書類の管理を行うとともに、それらの取扱いについて通信取扱者の指導に当たるものとする。

(所属長の責務)

第7条 消防局の課長及び消防署長（以下「所属長」という。）は、所属する職員を指揮監督して、消防通信施設の適正な維持管理に努めなければならない。

(故障時の報告及び措置)

第8条 所属長は、消防通信施設に故障が生じたときは、応急措置をとるとともに、統括通信管理者に報告しなけれ

ばならない。

- 2 統括通信管理者は、前項の報告を受けたときは、復旧に必要な措置を講じなければならない。
- 3 消防通信施設を損傷し、又は破損し、若しくは亡失した場合の手続については、金沢市消防機械器具の管理等に關する規程（昭和43年消防本部訓令第2号）第27条に定めるところによる。
- 4 統括通信管理者は、消防通信施設の機能を停止し、又は通常の運用を一部変更しなければならない修理若しくは調整を行うときは、遅滞なく所属長に連絡しなければならない。
- 5 統括通信管理者は、消防通信施設の一部又は全部が使用不能となった場合に備え、その場合の対応策を定めておかななければならない。

（消防通信施設の点検）

第9条 消防通信施設の点検については、別に定める。

第3章 指令管制

（出動指令の原則）

第10条 出動指令は、災害通報を受信したときに、別に定める出動計画に基づき、迅速かつ的確に行わなければならない。

（消防通信の優先順位）

第11条 消防通信が2以上重複したときの優先順位は、災害等に係る緊急かつ重要な通信を優先し、原則として次の各号に掲げる順序によるものとする。

- (1) 災害通報
- (2) 出動指令
- (3) 指揮通報
- (4) 現場速報
- (5) 支援情報通信
- (6) 業務通報
- (7) 普通通信

（指揮隊等の把握）

第12条 情報指令課長は、常に指揮隊等の編成、配置、災害等の出動、業務出向及び災害等への出動不能の状況を把握しておかななければならない。

- 2 指揮隊等の隊長は、車両事故その他の事由により出動不能となったときは、速やかにその旨を情報指令課長へ通報しなければならない。その事由が解消し、出動可能となったときも、同様とする。

（災害通報の受信）

第13条 消防職員は、災害通報を受信したときは、災害等の場所、種別、規模、程度その他必要な事項を聴取しなければならない。

- 2 通信指令員は、本市以外の市町村（かほく市、津幡町及び内灘町を除く。）に係る災害通報を受信したときは、速やかに、当該地域を管轄する消防本部に通報しなければならない。

（予告）

第14条 通信指令員は、災害通報を受信した場合において、警防規程別表第2に定める災害種別に該当すると認めるときは、消防局、署所等及び業務出向中の指揮隊等に災害等の発生場所及び災害種別を予告するものとする。ただし、情報指令課長が必要ないと認めたときは、予告をしないことができる。

（出動隊の選別）

第15条 通信指令員は、出動種別等に応じた出動隊（出動する指揮隊等をいう。以下同じ。）を選別する。

（出動指令）

第16条 通信指令員は、出動隊の選別が完了したときは、直ちに発動指令を行わなければならない。

（関係機関への通報）

第17条 情報指令課長は、災害等の規模、特殊性等により、必要があると認めたときは、関係機関に通報するものとする。

（応援要請の処理）

第18条 情報指令課長は、本市以外の市町村長、消防庁長官、石川県知事その他防災機関等から警防活動に関し応援要請を受けたときは、要請をした者の職及び氏名並びに要請の理由を確認して消防長に報告しなければならない。

第4章 無線通信

(無線局の周波数等)

第19条 無線局が使用する電波の周波数、用途、使用区域等については、別に定める。

(無線局の開局)

第20条 固定局及び基地局は、常時開局しておくものとする。

2 移動局は、次に掲げる場合に、開局するものとする。

- (1) 常置場所を離れたとき。
- (2) 基地局から開局指示を受けたとき。
- (3) 有線施設による通信が途絶したとき、又は途絶するおそれがあるとき。
- (4) その他必要があると認めるとき。

(周波数の指定等)

第21条 移動局が常時使用する電波の周波数及びその切替えについては、別に定める。

(基地局の監視)

第22条 基地局は、常に移動局の通信状況を把握し、無線通信の適正かつ効率的な運用を図らなければならない。

(無線統制)

第23条 情報指令課長は、災害等の発生状況等により、無線通信の混信及び輻輳^{ふくそう}を防止する必要があると認めるときは、無線統制(使用する周波数の指定及び移動局からの送信の制限をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 情報指令課長は、無線統制を行うときは、所属長及び指揮隊等に対しその旨を通告するものとする。

3 移動局は、無線統制時においては、指揮通報、現場速報等の急を要する通信にあっては自ら送信することができるものとし、その他の通信にあっては基地局から応答を求められたとき以外は、送信してはならない。

4 情報指令課長は、通信状況及び災害等の状況により、無線統制の必要がなくなったと認めるときは、無線統制を解除しなければならない。

(無線従事者の選任又は解任)

第24条 情報指令課長は、電波法第51条に規定する無線従事者(電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。)の選任又は解任の手続を行うものとする。

第5章 支援情報

(支援情報の伝達)

第25条 通信指令員は、支援情報を指揮隊等に伝達するものとする。

(現場情報の速報)

第26条 出動した指揮隊等の隊長は、無線電話(電波法第2条第3号に規定する無線電話をいう。)、携帯電話等により可能な限り、災害等の状況及び活動内容に関して出勤途上、現場到着時及びその後適時に、情報指令課へ速報しなければならない。

(支援情報の収集及び通報)

第27条 通信指令員は、災害等の現場、関係機関等から支援情報の収集を行うものとする。

2 通信指令員は、災害通報、現場速報等により、災害等の状況を把握するとともに、必要があると認める情報を消防局及び署所等に通報しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、消防通信の運用及び管理に関し、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

種 別	呼出名称	定 義
固定局	無線局免許状に記載された名称	固定業務（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第3条第1項第1号に規定する固定業務をいう。）を行う無線局で、消防局に設置されたものをいう。
基地局	無線局免許状に記載された名称	移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局で、消防局、中央消防署、駅西消防署、金石消防署及び臨港出張所に設置されたものをいう。
移動局	車載移動局	陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局で、消防自動車、救急自動車その他の車両に積載したものをいう。
	携帯移動局	陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局で、指揮隊等の隊長又は隊員が携帯するものをいう。

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程（平成8年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

別表金沢市駅西消防署森本出張所の項の次に次のように加える。

金沢市金石消防署臨港出張所	金沢市大野町4丁目ソ16番地
---------------	----------------

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第3号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防局警防規程（平成4年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

金沢市消防長 二 俣 孝 司

目次を次のように改める。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 警防業務
 - 第1節 警防体制（第3条 第7条）
 - 第2節 警防活動計画（第8条 第11条）
- 第3章 警防活動
 - 第1節 警防活動体制（第12条 第45条）
 - 第2節 救助活動（第46条）
 - 第3節 救急活動（第47条）
 - 第4節 非常災害（第48条 第55条）
 - 第5節 招集（第56条 第60条）
 - 第6節 警防活動の検討（第61条）
- 第4章 雑則（第62条・第63条）

附則

第2条第1号を次のように改める。

(1) 警防業務 警防計画の策定、警防資料の収集及び検討、警防調査、警防訓練等をいう。

第2条第2号中「その被害を」の次に「防ぎよし又は」を加え、同条第3号を次のように改める。

(3) 指揮隊 火災等の現場において、専ら指揮業務、安全管理及び広報活動を行う隊をいう。

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 非常災害 大規模な火災等その他予測不可能な非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、特別な警防活動を必要とする災害をいう。

第3条第2項中「警防課長、情報指令課長及び消防署長」を「消防局の課長及び消防署長（以下「所属長」という。）」に改め、同条第3項中「警防課長及び情報指令課長」を「消防局の課長」に改める。

第6条の見出しを「(管轄区域の掌握)」に改め、同条中「管内」を「管轄区域」に改める。

第7条中「所属職員」を「職員」に改める。

「第2節 火災防ぎよ計画」を「第2節 警防活動計画」に改める。

第8条の見出しを「(警防活動計画の目的)」に改め、同条中「火災防ぎよ計画」を「警防活動計画」に、「消防対象物」を「消防対象物、施設及び地域（以下「消防対象物等」という。）」に、「火災が発生した場合」を「火災等が発生した場合」に、「消防活動」を「警防活動」に改める。

第9条を次のように改める。

(警防活動計画の目的)

第9条 警防活動計画は、次に掲げる消防対象物等について作成する。

(1) 特殊建築物（多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物、木造の大規模な建築物、高層建築物、地下街（大規模な地下室を含む。）及び大規模な敷地に存する消防対象物をいう。）

(2) 危険物施設（危険物、高圧ガス、有毒ガス、火薬類、放射性物質又は有毒物質を貯蔵し、又は取り扱う施設をいう。）

(3) 水利の不良な地域その他の警防活動が困難な地域

(4) 前3号に掲げるもののほか、人命に危険を及ぼし、又は延焼拡大のおそれが特に大きいと署長が認める消防対象物等

第10条を削る。

第11条の見出しを「(警防活動計画の作成)」に改め、同条第1項中「前2条に規定する火災防ぎよ計画は、当該建築物又は施設」を「警防活動計画は、消防対象物等」に、「また同様とする」を「、また同様とする」に改め、同条第2項中「火災防ぎよ計画」を「警防活動計画」に、「署長」を「所属長」に改め、同条を第10条とし、第2章中同条の次に次の1条を加える。

(警防活動計画の周知徹底)

第11条 所属長は、警防活動計画を常に整備保存し、その計画の内容を職員に周知徹底させなければならない。

第12条及び第13条を削る。

第14条中「被害」を「火災等の被害」に改め、同条第3号中「消防資機材」を「警防資機材」に改め、同条第4号中「警防計画及び火災防ぎよ計画」を「警防活動計画」に改め、第3章第1節中同条を第12条とする。

第15条中「火災防ぎよ活動」を「警防活動のうち、火災防ぎよ活動」に改め、同条を第13条とする。

第16条第6号中「全域」を「大野川以東の地域」に改め、同条第7号中「臨港消防署管轄区域内の全域」を「金石消防署管轄区域内の大野川以西の地域」に改め、同条を第14条とする。

第17条第1項を次のように改める。

消防部隊は、指揮隊、消防隊、特殊車隊、救助隊（高度救助隊及び特別救助隊をいう。以下同じ。）、救急隊その他車両隊（以下「指揮隊等」という。）をもって編成する。

第17条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指揮隊の編成)

第16条 指揮隊は、隊長及び隊員並びに指揮車をもって編成する。

2 指揮隊の隊長（以下「指揮隊長」という。）は、消防司令以上の階級にある消防吏員をもって充てる。

第18条の見出しを「(消防隊の編成)」に改め、同条中「消防分隊」を「消防隊」に、「分隊長」を「隊長」に、「所要の隊員」を「隊員」に改め、「1両」を削り、同条を第17条とする。

第19条の見出しを「(救助隊の編成)」に改め、同条中「特別救助隊」を「救助隊」に、「分隊長」を「隊長」に、「所要の隊員」を「隊員」に改め、「1両」を削り、同条を第18条とする。

第20条の見出しを「(救急隊の編成)」に改め、同条中「救急分隊」を「救急隊」に、「分隊長」を「隊長」に、「所要の隊員」を「隊員」に改め、「1両」を削り、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出動指令)

第20条 出動指令(金沢市消防通信規程(平成21年消防局訓令甲第1号)第2条第1号イに規定する出動指令をいう。)

は、別表第2に定める出動種別に応じ、別に定める出動計画により行うものとする。

第21条の見出しを「(指揮隊等の出動)」に改め、同条第1項中「消防分隊等」を「指揮隊等」に、「情報指令課の指令」を「前条の規定による出動指令」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 行政区域外への応援出動は、別に定めるところにより行うものとする。

第23条を削る。

第22条第1項中「発生及び出動区分の通報」を「発生の通報」に改め、同条第2項中「出動指令」を「出動の指令」に、「消防分団長(以下「分団長」という。)」を「分団長」に、「所要の分団員」を「団員」に改め、同条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(分団消防隊の編成)

第22条 分団消防隊は、消防分団長(以下「分団長」という。)及び消防団員(以下「団員」という。)並びに警防資機材を装備した消防自動車をもって編成する。

第24条を次のように改める。

(現場指揮者)

第24条 火災等の現場における指揮隊等の指揮者(以下「現場指揮者」という。)は、第33条第1項の規定により現場本部が設置された場合を除き、現場を管轄する署長(以下「管轄署長」という。)をもって充てるものとし、夜間等において管轄署長が現場に到着するまでの間は、現場を管轄する指揮隊長(以下「管轄指揮隊長」という。)をもって充てるものとする。

2 管轄署長又は管轄指揮隊長が火災等の現場に到着していない場合は、現場にいる指揮隊長又は消防隊長が現場指揮者としてその指揮に当たるものとする。

3 現場指揮者は、火災等の現場全般の状況を速やかに把握し、これに適應するよう指揮隊等を配置する。

第25条から第31条までを削る。

第32条第1項中「第24条第1項に規定する」及び「現場本部が設置されるまでの間」を削り、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(現場指揮所の編成)

第26条 現場指揮所は、現場指揮者、指揮隊長及び指揮隊の隊員をもって編成する。

2 現場を管轄する指揮隊以外の指揮隊は、現場指揮所の運営を支援するものとする。

第33条を削る。

第34条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 警防活動の方針の策定

(2) 火災等及び警防活動の状況の把握

第34条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 活動する隊員の安全管理

第34条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(局面担当指揮者の任務)

第28条 局面担当指揮者は、指定された局面又は特命された任務に従事する指揮隊等を指揮する。

第35条を削る。

第36条中「所轄署長」を「管轄署長」に改め、同条を第29条とする。

第37条及び第38条を削り、第39条を第30条とし、第40条を第31条とする。

第41条を削る。

第42条第1項中「防ぎょ活動」を「警防活動」に、「現場本部設置」を「現場本部の設置」に改め、同条第2項中「火災等の状況及び警防活動」を「火災等及び警防活動の状況」に改め、同条第3項中「分隊長は、火災等の状況及び警防活動」を「指揮隊等の隊長は、火災等及び警防活動の状況」に改め、同条を第32条とし、同条の次に次の7条

を加える。

(現場本部の設置)

第33条 消防長は、火災等の状況により、必要があると認めるときは、警防活動を統括するため現場本部を設置する。

2 現場本部には、その所在を表示する標識を掲げる。

(現場本部の編成)

第34条 現場本部は、現場本部長、幕僚及び指揮隊をもって編成し、火災等の現場において統括した指揮を行う。

2 現場本部長は、消防長をもって充てる。

3 幕僚は、消防司令以上の階級にある消防吏員、団長及び副団長をもって充てる。

(指揮宣言及び指揮権の移行)

第35条 現場本部を設置したときは、現場本部長は、指揮隊等に対して指揮権を明確にする宣言をしなければならない。

2 指揮権は、前項の宣言をもって現場指揮所から移行する。

(現場本部の任務)

第36条 現場本部は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 警防活動の方針の策定
- (2) 火災等及び警防活動の状況の把握並びに警防活動の作戦の決定
- (3) 局面担当指揮者の指定
- (4) 指揮隊等の配備
- (5) 指揮隊等の増強及び削減の決定
- (6) 警戒区域設定範囲の決定
- (7) 必要な資機材の確保
- (8) 広報活動
- (9) 関係機関との連絡
- (10) その他必要があると認める事項

(現場本部長の任務)

第37条 現場本部長は、前条に掲げる任務を遂行するとともに、指揮隊等の統括した指揮を行い、警防活動の効果を最大に上げるよう努めるものとする。

(幕僚の任務)

第38条 幕僚の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 警防活動の作戦に関すること。
- (2) 火災等の現場の情報に関すること。
- (3) 火災等の現場の広報に関すること。
- (4) 火災等の現場の管理に関すること。
- (5) 局面担当指揮に関すること。
- (6) 現場本部長の特命事項に関すること。

(水防活動)

第39条 水防活動は、別に定めるところにより行うものとする。

第43条を第40条とし、第44条を第41条とする。

第45条を削る。

第46条第1項中「所轄署長」を「現場本部長又は現場指揮者」に、「消防分隊等」を「指揮隊等」に改め、同条第2項及び第3項中「消防分隊等」を「指揮隊等」に改め、同条を第42条とし、同条の次に次の1条を加える。

(引揚げ)

第43条 出動した指揮隊等の火災等の現場からの引揚げは、現場本部長又は現場指揮者の命令により迅速に行うものとする。

2 出動した分団消防隊の火災等の現場からの引揚げは、団長の命令により迅速に行うものとする。

3 指揮隊等又は分団消防隊は、火災等の現場へ赴く途上において、現場指揮者又は団長から引揚げ命令があった場合には、その場から直ちに引き揚げなければならない。

第48条中「消防分隊等」を「指揮隊等」に改め、同条を第44条とし、第3章第1節中同条の次に次の1条を加える。

(活動報告等)

第45条 火災等の現場活動を行った指揮隊等の隊長は、活動報告書を作成しなければならない。

2 署長は、前項の活動報告書を取りまとめて消防長へ提出しなければならない。

3 警防課長は、活動報告書に基づき、防ぎよ総図を作成し、各消防署へ送付するものとする。

第49条の見出しを削り、同条第1項中「よらなければならない」を「より行うものとする」に改め、同条に次の1項を加え、第3章第2節中同条を第46条とする。

2 前項に定めるもののほか、救助活動に関し必要な事項は、別に定める。

第50条から第52条までを削る。

第53条の見出しを削り、同条中「救急分隊」を「救急活動」に、「救急活動を行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第4号中「医師搬送及び資器材等輸送」を「医師の搬送及び資器材等の輸送」に改め、同条に次の1項を加え、第3章第3節中同条を第47条とする。

2 前項に定めるもののほか、救急活動に関し必要な事項は、別に定める。

第54条から第63条までを削る。

第3章第4節を削る。

第3章第5節中第68条を第48条とする。

第69条第2項を次のように改める。

2 所属長は、非常災害警備体制の発令中における警防活動が効率的に推進されるよう、所属職員を指揮監督する。

第69条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

(消防非常災害警備本部準備室の設置)

第50条 消防長は、非常災害が発生するおそれがある場合は、消防非常災害警備本部準備室を消防局に設置し、初期情報の収集、体制の強化及び消防非常災害警備本部への移行のための準備をすることができる。

第70条の見出しを「(消防非常災害警備本部の設置)」に改め、同条中「非常災害警備」を「消防長は、非常災害時における警備」に、「非常災害警備本部」を「消防非常災害警備本部」に改め、同条を第51条とし、第3章第5節中同条の次に次の4条を加える。

(消防非常災害警備本部の編成)

第52条 消防非常災害警備本部は、警備本部長及び警備本部員をもって編成し、非常災害時において統括した指揮を行う。

2 警備本部長は、消防長をもって充てる。

3 警備本部員は、消防局の課長をもって充てる。

(消防非常災害警備本部の任務)

第53条 消防非常災害警備本部は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 金沢市災害対策本部との情報の共有及び連携した警防活動の実施
- (2) 警防活動の方針の策定
- (3) 非常災害及び警防活動の状況の把握並びに警防活動の作戦の決定
- (4) 指揮隊等の増強及び削減の決定
- (5) 必要な資機材の確保
- (6) 広報に必要な情報の収集
- (7) 関係機関との調整
- (8) 警防活動の記録の作成
- (9) その他必要があると認める事項

(消防現地本部)

第54条 警備本部長は、必要があると認めるときは、消防現地本部を設置する。

2 消防現地本部は、警備本部長が指名する消防現地本部長及び消防現地本部員をもって編成する。

(消防現地本部の任務)

第55条 消防現地本部は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 現地における被害の状況及びその対応状況の把握
- (2) 警防活動の作戦の決定
- (3) 指揮隊等の増強の要請

- (4) 必要な資機材の確保
- (5) 関係機関の現地派遣職員との調整
- (6) その他必要があると認める事項

第71条を削る。

第3章第5節を第3章第4節とする。

第72条を削る。

第73条第1項中「必要があると認めるとき」を「必要があるとき」に、「所要の職員」を「職員」に改め、同条第2項中「第22条第1項」を「第23条第1項」に、「所轄署長」を「署長」に、「所要の分団消防隊」を「分団消防隊」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、非常災害時以外の場合における招集に関し必要な事項は、別に定める。

第73条を第57条とし、第3章第6節中同条の前に次の1条を加える。

(非常災害時の招集)

第56条 消防長は、非常災害警備体制をとり指揮隊等を増強する必要があるときは、所属長に対し職員の招集を指示し、その必要がなくなった場合は、その全部又は一部を解除することができる。

2 団長は、消防長又は管轄署長から要請があるときは、分団消防隊及び団員を招集する。

3 前2項に定めるもののほか、非常災害時における招集に関し必要な事項は、別に定める。

第74条第1項中「第72条」を「第56条第1項」に、「所属の消防署（消防局に勤務する者にあつては消防局）」を「勤務箇所」に改め、同条第2項中「所属の消防署（消防局に勤務する者にあつては消防局）」を「勤務箇所」に改め、同条を第58条とする。

第75条中「第72条又は第73条第2項」を「第56条第2項又は第57条第2項」に改め、同条を第59条とする。

第76条中「第72条又は第73条」を「第56条又は第57条」に改め、第3章第6節中同条を第60条とする。

第77条を削る。

第3章第6節を第3章第5節とする。

第3章第7節を削る。

「第8節 警防活動検討」を「第6節 警防活動の検討」に改める。

第83条の見出しを削り、同条中「必要があると認める警防活動について関係者を招集して」を「必要があるときは、関係者を招集して」に、「実施し」を「開催し」に改め、第3章第8節中同条を第61条とする。

第3章第8節を第3章第6節とする。

第4章を削る。

第89条を削る。

第90条の見出しを「(市民等への訓練指導等)」に改め、同条第1項中「署長」を「所属長」に、「消防訓練」を「訓練」に改め、同条第2項中「署長」を「所属長」に改め、第5章中同条を第62条とする。

第91条を第63条とする。

第5章を第4章とする。

別表第1中「(第16条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

別表第2及び別表第3を削る。

別表第4中「(第88条関係)」を「(第20条関係)」に改め、同表中「特殊建築物の火災防ぎょ計画」を「警防活動計画」に、「消防分隊等」を「指揮隊等」に、「消防分隊を」を「消防隊を」に改め、同表を別表第2とする。

別表第5を削る。

様式を削る。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

●金沢市消防局訓令甲第4号

消 防 局
消 防 署

消防職員の勤務時間等に関する規程（昭和34年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

本則に次の1条を加える。

(短時間勤務職員等の勤務時間等)

第7条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)の勤務時間、休憩時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年(2009年)3月31日 印刷
平成21年(2009年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄